

谷本富と沢柳政太郎

— 教育学の相克 —

稲 葉 宏 雄

TANIMOTO Tomeri and SAWAYANAGI Masataro

— The Antagonism of Pedagogy —

INABA Hiroo

(一) 京大沢柳事件の意義

この論稿では「大正デモクラシーと谷本富」という問題を追求することになるが、それは谷本の思想発展における第四期（第一期は明治20年代のヘルバルト教育学への心酔の時代、第二期は明治30年代の国家的教育学に転換した時代、第三期は明治末年期において個人主義的な新教育を主張した時代）における彼の教育思想、教育学説を考察することになる。時代的な時期区分からいえば、大正2（1913）年の京大沢柳事件によって谷本が京都帝国大学を辞任し、大正12（1923）年彼の最も体系的な教育学概論『最新教育学大全（上下）』を刊行するまでの時期ということになる。この時期における谷本の人生上、学問上の出発点に位置したのが京大沢柳事件であった。

明治期において谷本富と沢柳政太郎は教育学者として共に令名高かった。両者は東京帝国大学での同窓生でもあり、互によく識っていた。（谷本は明治18（1885）年東京大学文科選科入学、明治22（1889）年同文科選科卒業、同時に文科特約生となり教育学科倫理学専攻、明治23（1890）年同文科特約生教育学科卒業。沢柳は明治17（1884）年東京大学文学部哲学科入学、明治21（1888）年（東京）帝国大学文科大学哲学科卒業）所が大正2（1913）年5月、沢柳が東北帝国大学総長から京都帝国大学総長に就任することによって、両者は総長と文科大学教育学教授法講座（初代）担当教授として相まみえることになった。

沢柳の京都帝国大学総長就任について『京都大学七十年史』は次のように記述している。「沢柳は新鋭の教育家で、行政畑では開明派に属し、前任大学でも実績があり、本学でもどちらかといえば歓迎された。（中略）沢柳は、かねて大学教育改善の必要を痛感し、一家言をもっていた。すなわち現在の帝国大学は不完全で、一流の学者を擁して、日本の発展を図らねばならぬと考えていた。（中略）能吏らしい合理主義的・能率主義的思想の持主であり、就任に際しては、元総長菊地大麓とも相談し、京大改革案を携えて着任した。」¹⁾ この改革案実行として、就任2ヶ月

後の7月12日沢柳は「学問上、人格上、帝大教授として不適²⁾」ということを理由にして、天谷千松（医）、吉田彦六郎、横堀治三郎、三輪恒一郎、村岡範為、吉川亀次郎（以上理工）、谷本富（文）の7教授に辞表提出を求めた。これが京大沢柳事件の発端であった。8月5日、7教授の依願免本官が発令された。それは事実上は依願免本官をよそおった諭旨退職の強要であった。

この場合、個々の教授に関して、各分科大学で教授の地位保全をめぐる擁護論は起らなかったが、唯法科大学のみは事態を重視し、大学の自治、学問研究の自由の立場から、7月13日の協議会で、教授の任免は予め教授会の同意を得ることを要すと決議し、意見書をもって総長に抗議した。その意見書は以下の6点を要旨とするものであった。

- 一、学問ノ進歩ハ学者カ各専心一意其学問ノ研究ニ従事スルニ在リ然ルニ若シ総長随意ニ教授ヲ任免セハ教授ノ地位安固ナルコトヲ得ス之カ為メニカヲ学問ニ致スノ愚ナルヲ思ヒ学者タラントスル者漸ク少ク啻ニ将来俊才ヲ聘スルコト能ハサルノミナラス現ニ教授ノ職ニ在ル者モ有為ノ人ハ其地位ニ慊ラス去テ職ヲ他ニ求ムルニ至ラン
- 二、学問ノ進歩ハ学問ノ独立ト相待タサルヘカラス故ニ大学ヲシテ真ニ学問ノ淵藪タラシメント欲セハ教授ヲシテ官権ノ干渉ト俗論ノ圧迫トノ外ニ立タシムルコトヲ必要トス若シ教授会カ教授ノ任免ト没交渉ナランカ学問ノ独立ハ遂ニ之ヲ保ツヘカラス或ハ官権ノ干渉アリ或ハ俗論ノ圧迫アルモ亦如何トモスヘカサルニ至ラン
- 三、学者ノ能力ト人物トハ一ニ其学識ノ優劣ト其研究心ノ厚薄トニ見テ之ヲ判定セサルヘカラス是レ同僚タル学者ヲ待テ始メテ為スコトヲ得ルモノトス若シ総長カ僅ニ表見ノ事実若クハ世上ノ風評ニ依リ教授ノ価値ヲ判定シ其地位ヲ左右スルカ如キコトアラハ独リ其判定ノ不当ナルノミナラス教授ノ価値下リテ尋常行政官ト扱フ所ナカラン
- 四、総長ト教授トハ均シク大学ヲ構成スル一機関トシテ互ニ協力シ以テ大学ノ共同利益ヲ図ラサルヘカラス名目ヲ職権ニ藉リ随意ニ教授ヲ任免スルハ専ラ政府ノ代表者トシテ教授ニ臨ムモノニシテ徒ニ其間ノ懸隔ヲ設クルノミ総長ノ職分ヲ完ウスル所以ニ非ス
- 五、従来教授ヲ任命スルニハ教授会ニ於テ査覈詮考シテ之ヲ推薦スルヲ例トシ既ニ一箇ノ不文法タルノ観アリ蓋シ是レ学科ノ配当ト適任者ノ選択トヲ行フニ最良ノ方法タレハナリ然ラハ総長カ教授ノ黜免ニ関シテ教授会ノ意見ヲ重ンスルハ其任命ト相応シテ公平事ヲ処スル旨ヲ貫クモノト謂フヘシ
- 六、総長ノ専断ヲ以テ教授ヲ進退スルトキハ教授ノ地位自ラ輕視セラレ之ヲ内ニシテハ学生ノ精神上ノ感化ニ影響シ之ヲ外ニシテハ社会ノ学問ニ対スル敬意ヲ薄カラシム此ノ如キハ学問ノ權威ヲ立ツルノ道ニ非ス

以上ノ理由ニ依リ教授ノ任免ハ教授会ノ同意ヲ得ヘキモノトス或ハ教授会カ情実ニ拘ルノ恐アルコトヲ言フ者アランモ公平無私ヲ標榜スル教授会ハ断シテ然ラサルコトヲ信ス若シ教授会カ情実ニ拘ルノ嫌アリトセハ総長モ亦情実ニ拘ルコトナキヲ保セス而シテ総長カ情実ヲ用キルノ弊ハ之ヲ教授会ニ比スレハ更ニ大ナルモノアリ要スルニ某等ノ意見ヲ否認スヘキ理由ハ一モ之アルコトナシ

この意見書における最も重要な論点は、教授会による人事権の確立であり、教授の任免が総長の専断によって行われるならば、それは教授の地位の輕視、学問の權威の失墜を招くということをも明確に主張したことにあった。更に意見書は、教授の任免には彼の能力と人物を最もよく知っ

ている教授会の同意が必要で、教授会の機能そのものからして、それは公平無私であり、情実に流れる恐れは断じてないと明言している。

これに対して、沢柳総長は、教授の地位は尊重するが、意見書には不賛成と答え、更に求めに応じて10月29日以下のような答弁書を寄せた。焦点の教授会の人事権については、それが同僚の集団である教授会の決議によるのは不穏当であると主張した。

答 弁 書

大学教授ノ任免ハ宜シク当該分科大学教授会ノ同意ヲ經ヘシトノ議ハ学制上ノ問題ニシテ若シ之ヲ可トスレハ各分科大学ニ適用スヘキハ勿論各帝国大学ニ通シテ之ヲ適用スヘキモノナリト認ム而シテ是レ素ヨリ現行ノ制ニアラサルナリ余ハ大学教授ノ地位ヲ終身保障スルノ制ニ極力反対セントスルモノニアラサレトモ左レハトテ今日斯ク改正スルコトノ必要ト利益トヲ認ムルニ躊躇スルモノナリ

意見書ニ列挙セラレタル六箇条ノ理由ハ曩キニ縷述シタルカ如ク教授ノ任免ハ教授会ノ同意ヲ經ヘシトノ議ヲ支持スルノ理由タラサルヲ信ス

既ニ学制上ノ一般論タリトナス以上現制ノ下ニ於テ暫ク機宜ノ措置トシテ同意スヘシト云フハ解スヘカラス仮令機宜ノ措置トシテモ現制ノ下ニ於テハ教授ノ任免ニ関シ予メ教授会ノ同意ヲ經ル手續ヲ執ルハ不穏当ノコトト信ス但シ教授ノ任免ハ最も慎重ニシテ苟モ其当ヲ得サルカ如キコトナキヲ期スルハ論ヲ待タス

大学教授ハ素ヨリ第一流ノ学者タルヘク而モ常ニ孜孜トシテ學術ノ研究ト学生ノ教授トニ向ツテ全力ヲ尽クシ随ツテ常ニ進境ニアルモノタルヲ要ス苟モ此クナランカ其學問上ノ言議ハ時ノ為政者ノ主義ニ反スルモ亦時流ノ喜ハサル所トナルモ為メニ其地位ヲ動スカ如キコト断シテアルヘカラス余不肖ナリト雖乏ヲ現職ニ承クル以上官權ノ干涉俗論ノ圧迫ニヨリ教授ノ異動ヲ見ルカ如キコト断シテコレナキヲ誓フ唯精神上身体上等ノ故障ニ由リ研究心漸ク衰ヘ努力モ亦學術ノ進歩ト副ハス學問上進境ヲ見ルナキニ至ランカ潔ク職ヲ退イテ後進ニ譲ランコト學問ノ為ニ大学ノ為ニ敢テ希望スル所ナリ

大学教授ニ重シトスル所ハ主トシテ學問ニ在リト云フト雖其品性行動ニ於テ大ニ議スヘキモノアラシカ蓋シ大学教授タルノ資格ニ於テ欠クモノナリト信ス

大学教授ノ信望權威ハ制度上其地位ノ保障アルニヨリテ保持セラルルモノニアラスシテ能ク第一流ノ学者タル実ニ存スト思惟ス若シ研究ヲ粗漫ニスルモノアルモ地位ノ保障アリテ之ヲ如何トモスル能ハサルカ如キコトアラシカ却ツテ大学教授ノ權威信望ハ地ニ墜チン

大学教授ノ退職ヲ決スルニ其同僚ノ集団タル教授会ノ議ニ依ルハ何レノ国ニモ見サル所ニシテ不穏当ノ感ヲ禁スル能ハス

沢 柳 政 太 郎

この答弁書における沢柳の主要な論点は以下の4点にあったといえることができる。即ち、(1)帝国大学教授の資格は常に孜孜として學術の研究と学生の教授に全力を尽す第一流の学者であること (2)この教授の研究心が衰え、學術の進歩に沿わず、學問上進境をみなくなった時にはいさぎよく後進に道をゆずるべきこと (3)人間としての品性行動において欠ける所のある教授は、教授

としての資格を欠如することになること (4)大学教授の信望威信は、彼が第一流の学者であることにあるのであって、研究を粗漫にする学者までが教授会によって地位の保障がなされる場合には、却って彼の権威信望は地に墜ちること。

従って、沢柳が総長として、7教授に辞職を迫った時、上記の沢柳の大学教授をみる4つの視点が根拠になっていたといわなければならない。この4点のいずれかの条件に欠ける所があったが故に、沢柳は7教授を罷免したと考えるのが当然である。この場合、同じ教育学者であった沢柳は、谷本の何をもって彼が第一流の学者ではなく、研究心衰えて学問上進境をみせなくなったと断じ、学者としての品性行動に欠ける所があると主張したのか。ここに当時教育学者として共に令名高く、教育学界に大きな影響力をもった総長沢柳と教授谷本との沢柳事件における邂逅と相克の秘密があったといいうる。ともあれ、大正2年、総長沢柳は谷本を切り、谷本は沢柳によって京都帝国大学を追われたのである。

ここでの課題は大学の自治、大学における学問研究の自由をめぐる沢柳事件の意義を追究することにあるのではないので、それについてはこれ以上触れない。事件の経過そのものとしては、法科大学教授会は沢柳の専断による教授の免職という処置に断乎として反対し続け、「総長ニ対スル弁駁書」を提出し、更には「文部大臣ニ対スル上申書」を当時の奥田義人文相に手交した。この間、幾多の紆余曲折があったが、最終的には文相は「教官の任免に付き、総長が其の職権の運用上、教授会と協定するは差支えなく且つ妥当なり」という見解を発表した。この場合の「協定」は「同意を経る」と同義であるとして理解された。沢柳自身も大正3(1914)年4月28日大学を辞任した。これが沢柳事件の一応の結末である。『京都大学七十年史』は、「このいわゆる沢柳事件は、総長の専断的な人事に教授側が反対し、教官の任免についての総長と教授会との協定が差支えなく妥当であることを文部省に承認させた点で、大学自治の歴史上、高い評価が与えられる」³⁾ といっている。事実、この沢柳事件を契機として、京都帝国大学を初めとする各帝国大学で教授会による人事権が確立し、総長公選制への道が開かれていったのである。

(二) 沢 柳 の 大 学 論

沢柳は総長として、自らの行政的独断或いは専断によって事件を惹起したのではない。彼には彼固有の大学論、学者論、学問論があったのであり、それを根拠にして7教授の免職を強行したのである。そこには彼独自の学問、大学、学者についての見解と信念があった。彼が罷免しようとした7教授の学問研究と品性行動には、彼の信念に抵触するものがあったから、彼はその辞任を迫ったのであるといわなければならない。特に、彼の答弁書における、「其学問上ノ言議ハ時ノ為政者ノ主義ニ反スルモ亦時流ノ喜ハサル所トナルモ為ニ其地位ヲ動スカ如キコト断シテアルヘカラス余不肖ナルト雖乏ヲ現職ニ承クル以上官権ノ干涉俗論ノ圧迫ニヨリ教授ノ異動ヲ見ルカ如キコト断シテコレナキヲ誓フ」という格調の高い主張は、沢柳の信念と識見の吐露であったといえることができる。

大正2年の沢柳事件を間にはさんだ時期、沢柳は『退耕録』(明治42(1909)年)及び『随感随想』(大正4(1915)年)という二冊の本を上梓している。二冊とも折に触れての彼の随想を収録したものであるが、その中に彼の抱いていた大学論、学問論、学者論が、随想なるが故にむ

しろ却って卒直に表現されているという。前者には、京大総長として沢柳事件を惹起した当時における彼の大学への想いが語られており、後者には、沢柳事件を経験し、自らも京大総長を辞任せざるをえなかった彼自身の苦衷の思いが語られているということもできる。

沢柳は「学問の独立」について次のようにいう。「学問の独立は神聖にして犯すべからざるものとしなければならぬ。万一其独立を傷つくるものがあつたならば鼓を鳴らして責めなければならぬ。(中略) 大学は決して時の為政者の為の大学ではない。又歴代の為政家の為の大学ではない。国家の大学である。学問の大学である。帝国大学に学問の独立がないとしたならば、我國民たるものは学問の為に其独立を図らなければならぬ。学問の独立は実に大学の精神であり生命である。」⁴⁾ この立言の精神は沢柳事件当時の彼の答弁書に如実に反映されていたとみることができ。学問が政治的権力の統制から独立し、政治的党派のイデオロギーへの客観性と禁欲性を貫徹しなければならぬという彼の学問独立論は、当時であっても又今日においても、大学の自治、大学における学問研究の自由——academic freedom——にとって適切妥当な内容をなすものといふことができる。それは大学総長としての沢柳の大学行政、大学における学問研究と教育についての見識ある発言であった。この点に、沢柳事件における沢柳の主張は正当であったが、それを実行する仕方がまずかったという形で、沢柳を擁護する根強い底流が存在している理由がある。

ともあれ、沢柳にとって「学問の独立」に不可欠な条件が「大学の独立」と「学者の独立」であった。唯、彼の大学論における最大の問題点或いは弱点は、以下にみられる「大学の独立」に関する認識の甘さ、又は総長という行政的立場からする「大学の独立」についての認識の限界にあったといふことができる。事実、彼は「大学の独立」について次のようにいっている。「我国の学制に於ては大学に対して大なる自治を許して居るのである。自分の如きは或は文部大臣は猶少し大学に干渉することがあつてもよいと思ふ位である。今日大学の独立といふことを議論する必要は毫もないと思ふ。況して今日は実際に於ては大学は十分に独立して居るといふてもよいのである。此上の独立を図らんとするも其の意味は空虚にして捕捉すべからざるものではないか。」⁵⁾ これが沢柳の京大総長就任前における帝国大学についての認識であった。彼からいえば(帝国)大学は既に国家から独立していたのである。彼にとっての問題は、大学の独立をいかにして確実にするのかにあるのではなくて、独立している大学に対して国家或いは文部大臣がいかにして干渉するのか、その方途を探ることにあつたのである。

従つて、ここから次のような発言が出現するのは当然であつた。「更に此の上に文部大臣の監督を離れるのが大学の独立であらうか。文部大臣は大学を直轄の学校として監督せざるまでも、学問教育を管理する職権上より或種の監督を為すことは必要である。絶対に大学を無監督にするといふことはできないのである。たとひ帝国大学が法人となつて殆ど独立の行為を為すに至つても猶ほ幾分の監督は免れないのである。」⁶⁾ 大学の独立についての一つの具体的事例は、沢柳事件そのもので直接に問題となつた「帝国大学教授の任免に関する人事権」が、「文部大臣」か或いは「大学教授会」に帰属するのかという問題に最も典型的に表現されてくる。この大学教授の人事権についての沢柳の見解は次の通りである。「大学職員の任免は大学自身に於て之を行ふやうにすることが大学の独立であるか。此の事は必ずしも悪いことではなからう。或は大学の教授は官吏以外に立つことはよいことであらうかと思ふ。しかしながら今日の実際を見れば大学教授

の任免は大学自ら之をなして居るといふてもよい。従来とても同様である。或は文部大臣が或る教授を推薦したといふことは一二ないこともないけれども斯くの如きは稀有の場合である。のみならず、文部大臣は職権を以て其の任免を奏薦したのではない。大学の推薦を参考として指名したのに過ぎないのである。従来已に斯くの如く現在亦斯くの如くとしたならば将来に於ても亦斯くの如くあるべしと推定することは必ずしも不無理ではない。』⁷⁾

これが大学教授の任免、人事権についての沢柳の理解であった。教授の任免は大学の推薦した人物を文部大臣が追認しているのであって、そうした慣行のままでよいという是認の傾向がそこには色濃く示されていた。それは厳密に言えば「教授の人事権は大学教授会に帰属する」という一義的に明確な見解には行きつかないし、他方、彼は、人事に関して大学の推薦してきた人物を文部大臣は絶対に承認しなければならないのであって、文部大臣はそれを拒否することはできないという主張にも必ずしも同意するものではなかった。むしろ、そこには文部大臣は随時帝国大学教授の人事に容喙することができるのでなければならないという主張がほのみえている。正にそうした沢柳の人事権についての理解が京大沢柳事件を生起せしめたともいえる。この点でも沢柳は自らの信念に忠実であった。

彼が「学問の独立」のために最も強く必要不可欠と考えていたのはむしろ「学者の独立」であった。沢柳事件の後、彼は「学者の独立」について次のようにいっている。「独立の学者は世評の如何に関はらず、自己の学説は之を大胆に主張する気概がなければならぬ。世評を恐れ其の独立の意見を曲ぐるが如きは、学者の独立を維持する所以ではない。』⁸⁾ 沢柳は、学者の独立を世評、世間からの独立としてと共に、他の学者の意見からの独立としても考える。即ち、「学者の独立といふことは其の学問上の意見が自己の思索研究の外何物によっても動かされざることを意味するが故に、他の学者の意見よりも独立することを意味する。学者の態度は虚心坦懐真理を求むる外なかるべきであるからして、他の意見にして正当なりと考へたならば之を奉ずるに躊躇すべきではない。然るに先輩であるとか同僚であるとか云ふことに斟酌して、迎合に近き態度をとるものが往々にある。是れ亦学者の独立を全ふする所以ではない。斯く自ら独立を傷つけながら、他に向って学問の独立を絶叫するが如き笑止と云ふべきである。』⁹⁾

ここで沢柳は、学問研究における学者の研究と意見発表における主体性・自律性に学問独立を最も確実にする理由根拠を求めていたといえる。学者の独立は学問のためにも、一般社会のためにも不可欠であるが、そのためには、何よりも「学者の独立を損するが如きは多くは外より来る暴力にあらずして学者自ら其膝を屈すること多きことを注意する」¹⁰⁾ ことが重要だというのである。沢柳によれば、「学問の独立」は「大学の権力からの独立」よりも、学者がいかにして自らの「学問研究における自律性」を貫徹するののかということの中に求められなければならぬことになる。正にここから一つの結論的ともいふべき次の主張が出現してくるのである。「学問の独立といふことが常に唱へられるが其れは畢竟学者の独立に外ならない。寧ろ学者の独立といふ方が具体的に明瞭なる観念が得られる。一国に学問の独立が立派にあっても、独立しない学者もあると考へることが出来るが、独立の学者があれば学問の独立は必ず存するのである。もし学問の独立を以て政治上の権力より独立するといふ意味であるとしたならば、現在我が国に於ては既に学問の独立があると云ふてもよい。即ち政府が学問上或る一定の主義を禁圧し、又は大学の講壇より講ずる学説に対して制限を加ふる如きことはない。それなれば学者は何れも皆独立して

居るか云ふと必らずしも保証することは出来ない。夫れも他より其の独立を脅すのであるかと云ふと実は学者自から其の独立を放棄するのである。政権の威圧に怖れて之に屈する学者も固より卑しむべきであるが、自ら進んで政権の前に屈服し、もしくは之に阿附せんとするが如きは一層賤しむべきであるまいか。』¹¹⁾

学問の独立、大学の独立——政府が学問上の論議に制約を加えるということはないというのが当時の沢柳の認識であった——は、政治的権力の統制、政治的党派性の制約からの自由・独立の中にあるのではなくて、「学者の学問研究における自律性・独立性」に求められなければならぬというのが沢柳の主張であった。それは学者における学問研究の倫理の問題ということもできる。学問の独立のために、沢柳は何よりも学者自身に自らを学問的政治的に律する自律・自立のきびしさを求めたのである。

この場合、沢柳は、学者の独立、彼の学問的自律性を貫き通すことの一つの証拠を、「学問上の論争」の活発化に求めた。特に大学内部及び学会における学問的論争が盛んでないということは、正に学問の進歩発展が停滞していることの証しと考えられるべきなのである。ここから、彼の次のような発言が出てくる。「如何に観察して見ても我が現在の学問界は頗ぶる停滞してをる。之を救ふ一つの法は學術上の論難攻撃を盛んならしむるにあると思ふ。もし學術上の論争の爲めに或は感情を害し、或は自己の地位を濫用して反对者に圧迫を加ふるが如き事あらば、斯くの如き狭量なる小人物は躊躇なく之を学問界から葬り去るべきである。実に學術上の論争は無能不徳なるものを淘汰する作用をもなすものである。』¹²⁾

学問上の論争がこうした学問の進歩・発展という作用を果たすにも拘らず、日本では学問上の「論難攻撃」が盛んでないというのが沢柳の認識であった。彼にとって、「学問上の争と云へば利害の衝突でもなく亦感情の衝突でもない。純粹に理論上の公明正大なる争である。されば子弟の關係があつたからとて又同輩同僚の間柄であるからとて学問上信ずる所を主張し、他人の意見にして誤謬と考ふる以上、之を駁撃し打破する上に毫も遠慮するに及ばない。學術上の論争は学者当然の責任である。学問上異論あるに關はらず之を不問に附するといふは学問の研究に忠実なるものとは云へない。もしかかる論争は感情の衝突を惹き起し利害關係を生ずべしとの憂慮より、差し控ゆるに若かずとするならば、そは実に学者らしからざる考で、其の心術は陋劣なりと評せざるを得ない。かかる考のものが今日少なくない、世間も亦之を容認して居るのは学問の進歩の爲めばかりでなく社会の先覚者たるべき学者の氣風の爲めにも痛嘆せざるを得ない。かかる意氣地なき卑劣なる学者を以てすればこそ学問の權威も立たないのであると思はれる。』¹³⁾

学者は多くは大学教授であり、学問上の論争は大部分大学教授間の論争である。学問的論争が少ないということは、実際には、様々な利害得失を考慮するために、又感情上の衝突を恐れて、大学教授間の論争が生起することが少ないということである。沢柳は、大学における学問上の論争が盛んでないが故に、老教授が学問上での老朽者になるだけではなくて、少壮教授までが若朽者に転落することになるという。ここで、彼は「悪教授と良教授」¹⁴⁾ という言葉を直接に使用し、「大学に悪教授存する」¹⁵⁾ と断言する。そして、「大学に粗末なる教授が跋扈する時には良教授となるべき若き〔学者〕が大学に向つて進んで来ないといふ結果を生ずる。これは実に遺憾なことである。悪教授は良教授を駆逐する傾向あり、少くも良教授の価値を落す事実あるのみならず、将来良教授となるべき若き有望な学者を反撥して招致しないといふ誠に恐ろしき力がある。然ら

ば悪教授の存在をなくすることは大学の為に将た学問の為に尤も緊要のことである。』¹⁶⁾ という見解を、彼は沢柳事件直後に披歴している。

これは「悪教授」——但し、沢柳がそう考えた限りでの——を大学から追放することは、大学にとって又学問にとっていいことだとする信念の言明である。彼が京都帝国大学で7教授に辞任を求めたことは、彼にとっては自らの上記の信念に基づいた俯仰天地に恥じない当然の要求であった。彼にとっては、それが学問の進歩、大学の再生に、学者として又大学総長として殉ずる道であった。京大沢柳事件は沢柳からすれば自らの学問的信念によって惹起された必然的事件であった。そうした大学と学問への想いが、沢柳事件当時の彼の答弁書では「研究心漸ク衰へ努力モ亦學術ノ進歩ト副ハス學問上進境ヲ見ルナキニ至ランカ潔ク職ヲ退イテ後進ニ譲ランコト學問ノ為ニ大学ノ為ニ敢テ希望スル所ナリ」という形で表現されたということもできる。彼の考えでは、学問のため、又大学のために、悪教授は良教授に道をゆずるべきものであった。

しかし、この場合、何をもって一人の教授を「悪教授」と断定するのか。その判断の基準は何であり、その評価の仕方は何人もが納得しうる程に客観的に妥当なものであったのか。むしろ、そこに学問の評価以外の沢柳自身の感情的要因、例えば人間についての好悪の感情や学風の違いへの違和感或いは嫌悪感は全然働いていなかったのか。特に東大の同窓生であり、同じ教育学研究者であった谷本富に対して、全く客観的に又学問的にのみ対処したと断言しうるのか。沢柳事件そのものは、沢柳の方からみれば、大学総長としての彼の学問的信念と学者的良心に基づいて惹起されたとしても、又、そうした彼の主観的意図を肯定的に評価するにしても、上記のようないささかの疑問がどうしても残らざるをえない。唯、この場合、次のような主張がそこに作用していたということが出来る。「学問上正々の争は毫も憚る所なく互に議論をなす時には老教授も、うかうかして居ることは出来ず学問界に活気を呈することになる。其の常に後れたる議論をなすものの如きは遂に自ら勇退して後進に路を開くことになる。かくて学問界に身を置くものは一人として呑気に過ごすものがなくなり、学問の進歩の促がさるること大なるであらう。』¹⁷⁾

(三) 沢柳の「教育学批判」

沢柳事件は、他面からすれば、上記のような沢柳が当時抱いていた自らの学問論、大学論、学者論の実際がためされた事件であったということもできる。沢柳の専門とした学問は教育学であり、沢柳事件で京大を追われた谷本も教育学研究を専門とする学者であったことを考慮した場合、沢柳は自らの教育学の立場から谷本を批判し、その批判の妥当性を確信した上で谷本に後進に道をゆずるように迫った——谷本辞任の後、京都帝国大学文科大学教育学教授法講座は小西重直（当時第七高等学校造士館長）によって担当された——と考えなければならない。沢柳は谷本の教育学のいかなる点を批判したのか。

ちなみに、沢柳の教育学上の代表作『實際的教育学』が出版されたのは明治42（1909）年である。この時期、谷本も自ら自学輔導というスローガンの下で新教育を鼓吹した第三期の活動期を迎えており、『新教育講義』（明治39年）、『系統的新教育学綱要』（明治40年）、『新教育者の修養』（明治41年）、『新教育の主張と生命』（明治42年）といった著書を精力的に出版していた。この時期は40歳代の谷本にとっても京都帝国大学教授として生涯における活動の絶頂期にあっ

たということができる。谷本のこれらの著書と沢柳の『實際的教育学』その他を読みくらべてみただけの場合、その学風の根本的な相違には如何ともしがたい思いがする。沢柳の『實際的教育学』が教育学概論及び今日に通ずる日本の教育学批判の書として現在もお読みつがれており、又そうした現代的な意味と価値をもった著作であることは、教育学界でも一般に認められている事実である。他方、上記の谷本の著作のうち戦後復刻されたのは『新教育講義』のみであるが、それは明治末年期から大正自由教育につながる日本における新教育運動の理論と動向を指示した記念碑的な教育学書ということができる。にも拘らず、時代に対する教育学の質の高さと有意味性という点を考慮した場合には、沢柳の教育学に遥かに、より多くの学問的意義があるというのが公平な評価であるように思われる。

沢柳の『實際的教育学』が日本の教育学説史或いは教育学批判の上でもつ意味については別途に考察されることが必要である。——私なりの一つの解釈は『現代日本教育学大系第一巻解題（日本図書センター 1989）』に示してある——それは日本の教育学が日本の教育現実を根柢としない観念性と外国の教育思想を追うことによって自らの学問的体系を構築しようとする理論的移植性に対する根本的な批判の書であった。この批判を踏えて『實際的教育学』では自らの教育学概論が構成されたのであるが、彼の教育学批判の視点をより具体的に展開したのが『教育学批判』（明治42（1909）年）である。そこでは教育学批判の一般的特質を明確にしながら、その批判が実際の批判としてどのように展開されたのかが示された。そうした具体例として、沢柳は自らの教育学批判を、谷本富：系統的新教育学綱要 小西重直：学校教育 乙竹岩造：実験教育学 吉田熊次：系統的教育学に対して行っている。

ここでの直接的問題は、沢柳が谷本の『系統的新教育学綱要』に対して行った教育学批判が教育学批判としてどのような意味があり、又それは学問上妥当なものであったのかどうかを検討することにある。沢柳事件で沢柳が谷本に辞任を迫った背後には、彼のこうした谷本教育学への批判が存在していたと考えられるからである。

『教育学批判』において沢柳は当時の教育学が何故に批判されなければならないかの理由を、(1)「教育学上」と(2)「實際教育上」という二点において指摘している。(1)に関しては教育学の不毛性についての卒直な批判的認識が指示されている。即ち、「私が茲に教育学上と掲げたのも、従来の教育学が教育上の真理を明かにし、真理を説く上に於て、大いに遺憾な点があるからである。従来の教育学の如きは、少しくひどい言葉を以て申したならば、真理の説明の上に於て何等の関係がないと断言することが出来ると思ふ位である。」¹⁸⁾これが沢柳の当時の日本の教育学に対する基本的な批判の観点であった。

(2)については、教育学という学問は、学問としては純粹学問上での真理追求という本来の使命をもつと共に、教育研究というその性質上、実際に応用して効能があるという側面をもたざるをえないというのが、沢柳の教育学についての理解であった。教育学は学問の性質上、これを実際に応用しなければ用をなさぬというのである。しかるに、沢柳によれば、「日本の教育学者の著した所の書物を見ますと、一面から見れば其の見識が低い。なぜならば、これらは学問の爲めである真理の爲めであると云ふ大なる抱負をもって居るものではない。実際に教育界のために指導者となり案内者となるやうな教育学書を書いて居る者は一もないと云ふてよからうと思ふ。」¹⁹⁾日本の教育学は實際的な応用という面でも役に立たぬというのである。

事実、沢柳によれば、教育の実践家が教育学書を読む趣旨は、教育学上の広い知識と見識をえたいということ以上に、教育学の原理を実際の事に応用して、実際の仕事がよく学理に適うようにしたいということにある。しかし、こうした観点から教育学書をみた場合、「従来の教育学に関する書物は殆ど其の価値がない。純粹の学問上から見ても、私は真理を明らかにすると云ふ点に於て価値がないと思ひます。又之れを実際に応用する点から見ると殆ど其の効能がないと考へます。」²⁰⁾ このことの故に、沢柳は、「教育学を純粹の学問としては、よく教育上の真理を明らかにすると云ふ目的を達せしめ、又實際上に応用する学問としては、よく実践家を指導する効能あるものたらしめたい」²¹⁾ という思いをもって、教育学の改造を意図し、教育学批判を展開したのである。

教育学批判に関して、沢柳は先ず教育学における二つの特徴的事実をあげてくる。一つは、教育学書にみられる「不論理」「不理屈」「著しい矛盾」の存在を指摘している。「教育学に関する書物の説き方は甚だ粗漫である。論理的ではない。それから其の議論の仕方が誠に正確を欠いて居る。」²²⁾ これが沢柳の認識であった。従って、彼はこうした教育学書に漫然となれ親しんだ学者・教育者は、その頭の構造が粗漫になり、正確を欠くことになるのではないか。又議論をする時にも、その中での論理的矛盾を矛盾として感得することのできない不正確な思考の論理を身につけることになるのではないかと危惧する。

もう一つは、「独断的臆測」というものは学問上何ら値打ちがないというのが沢柳の信念であったが、日本の教育学は多くの場合この「独断と臆測」の上に構成されているが故に批判されなければならぬというのである。即ち、「是れまでの教育学と云ふものは、一体どう云ふ所から生れ出たかと云へば、教育学者の頭の中から生れて来て居るのである。其の学問の組織を立てるには、学者の脳髓を要するは勿論でありますが、教育と云ふ事実を教育学者が観察し、或は教育者自身が教育の實際に當って考へて見なければならぬ。丁度物理学であるとか化学であると云ふものは、物理学者・化学者が其の頭で考へるばかりでなくして、それぞれ物理の實驗室や化学の實驗室に於て、事實に就て研究し観察し、さうして其の結果を学者の頭に於て考へたのである。他の学問は単に学者の脳髓から生れ出たものでない。然るに、従来の教育学と云ふものは、学者の脳髓より生れ出たもののみであると云ふてもよいのである。」²³⁾

教育学が教育という現実の事実についての観察と研究を根拠としないで、学者の観念的思弁を通じて構成されるという教育学の教育的現実との断絶、分裂が沢柳の教育学批判の一つの視点であった。事実、多くの教育学書は教育学者が自分の頭で考えたもの或いは他の教育学者が思弁的に抽出した抽象的観念によって構成された空虚な教育学書を根拠にして書かれたといわざるをえないし、又そうした性質上、それは現実の実際の教育とは無関係であり、その応用に實際的効果を期待することなど無駄なことだということになる。沢柳にとって、そうした思弁的観念的に創出された教育学は独断と臆測にみちた所産であった。そうした教育学の思弁性・観念性が批判されなければならぬのは当然ということになる。

教育学が現実存在する実際の教育事実を根拠にしなければならぬというのが沢柳の教育学についての基本的態度であり、それが彼の『實際的教育学』を貫いている立場でもあった。ここに彼の教育学批判が現代の教育学批判としても妥当する理由根拠があるといいうる。大正6(1917)年以降の成城における沢柳の実践は、自らの教育学理論の妥当性を現実の教育を通じて

検証するという意図の展開であった。ともあれ、彼にとって、「教育学の問題と云ふものは、或る点に於ては、物理であるとか、化学であるとか、動植物であるとか、或は地質であるとか云ふような具合に、事実に訴へていろいろの試験をなし、或は所謂実験をなし観察をなし、或は種々の統計に拠って一般の法則を発見する事の出来る性質のものである。然るに斯くの如き多くの事実を観察する、或は実験する、或は自から教育の経験をなすと云ふやうな事をなさずして、学者が自分の頭の中で臆断を命じてもそれはもとより大なる値打があると云ふ事は言へないのであります。」²⁴⁾ ここには思弁的観念的な、或いは外国教育学の翻訳、翻案に近い教育学へのきびしい批判が沢柳によって貫かれているということが出来る。

更に、沢柳は実際に「教育学批判」に直面し、それを遂行する場合の「批判の態度」と「批判の心得」について以下のような注意事項を明瞭にしている。先ず批判する場合の態度として次のようにいっている(1)「(批判は)真理の爲めである。」²⁵⁾ 教育学批判は真理のための批判であることが忘れられてはならない。(2)「批判は総べて公明正大の態度を以てしなければならない。」²⁶⁾ 批判に際して私心をさはむということがあってはならない。——但し、沢柳の谷本批判には本当に私心が介入することなく、公明正大になされたのか、谷本の回想にはこの点についての疑義が提起されている。(後述)——(3)「批判をなすに当って、極めて虚心平氣の態度を以てしなければならぬ。」²⁷⁾ 批判は感情に走るということがあってはならない。

沢柳は「(教育学) 批判の態度」を支持する方法的根拠として、5点にわたって「批判の注意・心得」に触れている。(1)「先づ批判せんとする所のものを十分に正当に理解しなければならぬ。」²⁸⁾ 批判するに当っては、批判すべき学説、著書を十分に正しく理解、解釈した後にのみ批判しようということが殊に注意されなければならない。(2)「他の説に対して臆断を下すことを避けなければならぬ。」²⁹⁾ 一つの学説を批判する場合、その説について恣意的な臆断を下す時には、決定的な誤りに陥入ることが多いので十分に注意しなければならない。(3)「人の説を曲解することがあってはならぬ。」³⁰⁾ 人は自分に不利益になり、自分の主張に都合の悪い時には、他人の説を意識的に曲解して、それを論駁批評しようとするのが往々にみられるが、それは一つの説の真実に触れていないが故に本当に批判したことにはならない。(4)「見当違いの批判をしてはならぬ。」³¹⁾ (5)「批判は枝葉に涉ってはならぬ。」³²⁾ 批判は事柄の本質をつくべきであって、格別関係のない枝葉末節の事柄を批判してもそれは真の批判にはならない。

以上が「教育学批判」——そこにはこうした批判を基盤として日本に真の科学的教育学を確立しようとした沢柳の明確な学問的意図が存在していたといわなければならない——に際して、批判者としての沢柳自身が遵守しなければならないと考えた、学問批判の原則についての自戒の言葉である。しかし、こうした沢柳の自戒した批判の原則的立場が、個々の具体的な教育学説——そこには同時に学説の当事者がいる——の批判に際して、本当に守りぬかれたのかどうかについては様々な解釈がなされうと思われる。ともあれ、こうした学問的批判の原則を前提として、沢柳は谷本の『系統的新教育学綱要』を俎上にのせた。そして、その批判の結果を踏えて後年(大正2年)沢柳は帝国大学教授に相応からざる学者として谷本に辞任を迫ったのである。

(四) 沢柳の谷本批判——教育学の相克——

〔Ⅰ〕 沢柳の谷本批判は先ず第一に、彼による「教育学の定義」とその定義をめぐっての教育についての谷本の解釈・理解に向けられる。『系統的新教育学綱要』において、谷本は「教育学は教育と称する人生社会の現象に付いて研究する一個の純正科学なり」と定義した。この定義について、沢柳はそれが善いか悪いか、正しいか誤っているのかどうかを論議しようとするのではないという。問題は、「此の定義と本書の内容とが能く一致して居るかどうかと云ふことを申すのであります。即ち此の定義から見ますれば、此の書物は教育学である。故に本書の中には人生社会に於ける教育と云ふ事実を捉へてそれを研究して居ると云ふことがなければならぬ。是れは当然である。此の書物が教育学である以上は、著者が与へた教育学の定義の自然の結果として、此の書物の中には、教育と云ふ人生社会の現象を研究したと云ふことがなければならぬのである。然らざれば是れは教育学と云ふことは出来ない。」³³⁾

所が、沢柳によれば、本書を構成する通論全六章——第一章教育学とは何ぞ 第二章新教育学とは何ぞ 第三章教育学の意義如何 第四章教育の目的は何ぞ 第五章教育の可能と制限 第六章教育の始終——をみた場合、「茲に論じてあることは谷本君の頭の中にある所の教育と云ふものの考へに就いて論じたものである。決して人生社会の教育と云ふ事実を捉へて論じたものではないのであります」³⁴⁾ といわざるをえないものであった。谷本による教育学についての定義と、それを論証すべき書物の内容構成の間に矛盾と乖離があり、本書は根本的な点において谷本のいう教育学の体をなさないものだというのが沢柳の批判である。結局、「茲に書いてあることは、谷本君の頭の中にある所謂新教育と云ふものに就いて、いろいろ考へを述べたのであって、谷本君が教育学は人生社会の教育と云ふ現象を研究するものであると云ふ定義とは違って居る。」³⁵⁾ この言葉に沢柳の谷本批判の要点は尽きる。そこには、この違いについてどう答えるのかという沢柳の谷本への学問的論難——これは沢柳にとっては学問進歩のためには不可欠の要因である——があるということもできる。従って、沢柳からすれば、「著者が自から与へた所の教育学と云ふものの定義と、本書の内容との間に両立すべからざる所の衝突があると断言しなければならぬ」³⁶⁾ ということになる。論理的に言えば、沢柳はその何れかを訂正しなければならない筈だという。更に、彼はその定義と内容の何れもが悪いのかも知れないとまで極言している。

〔Ⅱ〕 沢柳の第二の批判は、谷本のいう「教育の当体」——教育主体としての児童論に向けられる。そこでも先ず「教育を広義に云へば、教育とは周囲の事情及び自家の力に依って自家を発展するものなり」「(狭義には)他の具案的動作に依り、或は具案的干渉に依りて、自家の発展を期するものなり」という谷本の定義があげられる。他方、谷本は教育の始期については、教育は胎児期から始まるのでもなく、又学令期児童から始まるのでもなく、優生学的に言えば、父母の結婚の時から始まるという。そして、その教育は人の死まで続くのである。この点、沢柳は「教育の定義と教育の始終と云ふものの間に果して矛盾はないか」³⁷⁾ という形で迫ってくる。

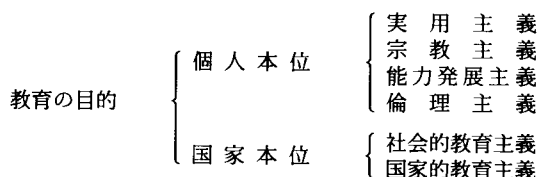
続けて彼は次のように谷本を批判する。「教育の定義には自家の発展といふことがある。これは周囲の境遇に依るか、教員の具案の手引に依るか、兎に角自家の発展と云ふ。然らば教育の爲めには自家と云ふものがなければならぬ。若し自家がなければ教育のありやうがない。父母が結婚した時に教育が始まるとすると、即ち父母の結婚した時に自家と云ふものがなければならぬ。

其の自家はどこにあるのか。其の時に自家のありやうがない。少なくとも形に表はれた時、受胎の時に於て自家があると云へるかも知れぬが、谷本君の教育の終始から云ふと、自家がなくて自家が発展して居ると云はなければならぬ。此のやうな著しい矛盾と云ふものはなからうと思ふのであります。』³⁸⁾ 教育が教育当体の自家発展であるとした場合、論理的には沢柳のいうように、その当体が未だ存在しない父母の結婚時に教育が開始されるとはいえないかも知れない。しかし、父母の結婚は当体がいかなる条件の下で受胎し、生まれてくるのかという教育開始期＝始期に決定的な影響力をもつのであり、それが教育の当体に関係しないということではできない。この点、沢柳の批判には、教育の事実関係を無視した論理的いいがかりという面がみえ、それは批判のための批判として建設的ではない。むしろ、それは不毛の論難を加えたものとして首肯することはできない。

次に「教育の当体」をめぐる沢柳は谷本を批判する。谷本は「教育の当体」は児童にあるという。教育の当体としての児童の中に 24、5 才の青年期の人間を含めるにしても、壮年者、老年者を児童の中に含めるわけにはいかない。所がと沢柳は次のようにいう。「(谷本君は)教育の終始は結婚に始まって死に終ると云った。然らば教育を受けつつある者も結婚に始まって死に至るまでの者を捉へて教育の当体と云はなければならぬ。然るに教育の当体を論ずる時には、前に言った事を忘れ、或はそれに関はらず児童であると云ふ事を述べて居る。教育の定義に於て、教育は自家発展であると云へば、自家の発達を継続する限り教育がなければならぬ。児童ばかりが自家発展をするものではない。青年でも老年でも自家の発展をして居る。さう致しますれば教育の定義とも衝突して居ると断言しなければならぬ。』³⁹⁾

谷本の定義によれば、教育の当体は胎児期或いは乳幼児期から老年期まで、或いは出生から死亡まで一生涯自家発展する人間主体であるにも拘らず、「教育の当体」を具体的に論ずる場合には、児童期のみの人間がそこに登場してくるのは、定義と内容の矛盾衝突ではないのかというのが沢柳に批判である。それは谷本の教育学の論理と概念、体系と組織の粗雑さへの批判とみることできる。それは沢柳によれば、「教育の定義が悪いのか。教育の始終を極めたのが悪いのか。或ひは教育の当体を児童に限るのが悪いのか。此の三者は何れも並び立つ事が出来ない。著者の立場から考へて見て、何れかが誤りであると断言しなければならぬのであります。更に微細な矛盾なら随分あるが、斯くの如く大きな矛盾を含むことを私は不思議に思ふ」⁴⁰⁾ ということになる。これは谷本の教育学体系或いはそれを構成する学問的概念への根本的な不信の念の表明といふことができる。沢柳はなお附言して、教育の当体を論ずることの善悪は別にしても、その教育の当体としての児童の説明の仕方は従来の児童研究を踏えても極めて粗末な内容のものでしかないといっている。それは当時の児童研究への谷本の考慮の不足についての指摘であるといいうる。

〔Ⅲ〕 沢柳の第三の批判は谷本の教育目的論における矛盾に向けられる。沢柳は谷本が提案した教育字的の分類を下記のように図示している。この図に関連して、谷本は教育目的が教育目的



であるためには、両者の一方に偏やるのではなくて、個人本位と国家本位の目的を相兼ね、両者を総合するものとして教育目的は設定されなければならないと主張する。そこで沢柳が問題にするのは、これによって古代から歴史的に提起されてきた教育目的の類型が悉く網羅されているかどうか、この分類は果たして適当であるかどうかということではなくて、個人本位と国家本位の教育目的を相兼ねるといふことの中に矛盾はないのかどうかということである。そこには大きな論理的矛盾があると沢柳はいう。即ち、「(個人本位と国家本位の教育目的を) 悉く包括して相兼ねなければならないと云ふのは如何なるわけであらうか。是れで一の教育の目的と云ふものが出来ると云ふ中に大なる矛盾があると私は思ふ。」⁴¹⁾ そこでは本来相兼ねることのできないものが、いとも容易に総合されようとしているといわなければならないからである。

事実、歴史的には個人本位の教育目的と国家本位の教育目的が出現してきたにしても、「国家本位と個人本位と相兼ねなければならないと云ふと、それはどうしても矛盾である。個人本位と国家本位と云ふものに、更に第三のものか何かを以て来て調和すると云ふなればわかって居るけれども、個人本位と国家本位を兼ねて、等しく包括してしまふと云ふことは、口では云へるけれども、実際は意味のないことである。即ち出来ないことであると云はなければなるまいと思ふ。」⁴²⁾ これが沢柳の見解であり、同時にそれは谷本の教育目的論への批判でもあった。自分の定立する教育目的の中に、個人本位の教育目的も国家本位の教育目的も共に必要だという形で、両者の歴史的な成立過程と根拠、教育目的としての本質的構造の質的相違を完全に無視して、両者を極めて安易に包括しようとすることは、教育目的論としては意味をなさない沢柳は主張する。それは教育目的として教育活動を指導する機能を果すことは到底できない代物であるからである。

この点、沢柳の批判は辛辣である。「谷本君の如きも余程個人主義を主張して居るやうだが——『新教育講義』をみよ——是れで通す事は出来ない。社会主義を加味する。現に此の教育学に於ては総べてのものを網羅して教育の目的が初めて定まるものであると云ふやうに云って居る。(中略) 言葉の上に於ては何とでも言へる。白と黒と調和が出来る。白的黒主義であると云ふてもよいが、白と黒と云ふものは決して調和が出来ない。若し調和したものであれば薄墨のやうなものか、別のものが出来る。ただ二つを重ねて調和である。折衷であると云ふてもわからない。個人主義・社会主義を調和したものは、如何なるものかと云ふことが明瞭でない。」⁴³⁾ 従って、個人本位と国家本位の両目的の調和・折衷・綜合は一つの矛盾であり、正に白的黒主義ともいふべきものであって、教育としては殆ど無意味なものであると沢柳は主張している。これは正に的を射た批判といふことができる。それは同時に谷本の学説が往々にしても理論構成における安易さを鋭くつくものでもあった。

〔IV〕 第四の沢柳の谷本批判は、訓練論における「自修」と「感化」という方法論に向けられる。谷本によれば訓練の目的は人格の養成と人柄の育成にある。人格は意識的意志的であり、人柄は無意識的感情的であるといわれる。そしてこの訓練の方法論が、周囲の境遇からの無意識的影響としての「感化」から意識的な自己形成としての「自修」へという形で構想されたのである。それは訓練の方法論としては、それなりの形で論理が立っているといいうる。にも拘らず、沢柳はこの辺の説明は誠に単純であると揶揄しながら、いいがかりとしかいいようのない形で、「感化と云ふことと自修と云ふことは如何に調和するか。是れは一貫した考へと理解することは出来ないと思ふのであります」⁴⁴⁾ とこじつけている。谷本は訓練としての方法論の深まっていく順序

を「感化」から「自修」へ——これは教授論の「輔導」から「自学自習」へに対応している——と構想したのであって、素直な論理として誰もが了解納得できる。従って、ここでの沢柳の批判にはむしろ彼の無理解の強引さ、牽強付会が露骨に示され、彼が自ら立てた学説を曲解してはならないという批判の原則を著しく逸脱していたといわなければならない。

更に、谷本は感化の場所として家庭・社会・学校をあげ、人格と人柄に対する訓練として、無意識的感化が一番強く作用する場所は家庭であるという。これはそれぞれの社会集団の教育機能とそこで生活する人間の発達段階を考慮すれば当然の結論である。そして、谷本は訓練の方法として、学校に宗教的趣味——宗教教育の必要——を加えることの必要を説いている。そこに彼の「宗教教育論」の一つの特徴があったといえることができる。これについて沢柳は、訓練としての感化が家庭において一番強力に作用するならば、学校ではなくて家庭に宗教的趣味を加えるのであれば本当の訓練の目的は達せられないという結論に達すべきではないかと批判する。これは谷本の宗教教育論、家庭教育論への無理解から出現してくる独善的批判であり、批判としての呈をなしていないといわなければならない。むしろそれは批判というよりはいいがかりであり、沢柳の行った「教育学批判」が「科学としての教育学」樹立のために真の意味で常に有効に作用したのかどうかについては更に吟味されることが必要である。

最後に、谷本の宗教教育論が問題になる。この時期に谷本が学校に宗教的趣味を加えるといった場合、それは特定の宗派としての宗教を学校教育の中に導入することではなかった。それは学校における宗教的雰囲気とでもいうべきものの必要性についての指摘であった。彼が「黙禱」という場合にも、宗教的信仰或いは信心につながる帰依又は敬虔の感情、或いはそうした感情を醸成する内的経験を惹起するものとして考えられていた。彼の宗教教育論の成熟は昭和年代をまたなければならなかった。この点、沢柳は宗教一般というものを根拠とした宗教教育は成立不可能であり、本来宗教教育は特定の宗派的宗教を基盤としてのみ遂行されるものだという立場から、次のような批判を展開した。「一般に通じて耶蘇教でなく仏教でなくてただ宗教であると云へば、口では言へる。併し一の意味あるものとなるには、従来の宗派でなければ新たなる宗派が起らなければならない。どの宗派にも通じたやうなものはない。宗旨と云ふものは少し意味を有つやうになると、宗派的になると云ふ事は免れぬことになる。ただ、理窟の上に説いて居るだけでは、基督教の愛と云ふのは仏教の慈悲や儒教の仁と同じく、基督教のゴットは仏教の仏と殆ど同じであると云ふ具合に説くことも出来るが、併しながら、一の宗教として考へる時には、どうしても宗派に流れざるを得ぬ。宗派に流れざる宗旨は空なるものであります。(中略) 宗旨が善い悪いと云ふことは別問題として、どうしても宗派的になって来ると云ふことを免れないのである。私は寧ろ宗旨と云ふものが人生に必要なものであるの云ふことを信じて居りますけれども、学校と云ふやうな所に用ゐる方法に就いては、如何に考へても其の方法を見出すことが出来まいと思ふのであります。」⁴⁵⁾

この沢柳の批判は極めて独善的である。彼のいうように特定宗派に基づく宗教教育も一つの宗教教育の立場であり、谷本のように特定宗派に依拠しない宗教教育を主張する立場も一つの宗教教育を意図する立場である。沢柳のように特定宗教に基づかない限り、宗教教育の実践は不可能だと断言するならば、宗教教育が公立学校で実行される余地は殆んどなくなるといわなければならない。しかし、沢柳自身がいつているように人間にとって宗教的なものは不可欠であり、特に帰

依、献身、敬虔、等々人間の内面的心情や感情の陶冶につながる宗教教育は道德教育の基礎として、又その発展として学校教育に不可欠のものであろう。その限り、公立学校における宗教教育は、それが特定宗教に依拠することなしに実践される方途が求められなければならない。むしろそうした方途を求める一つの道筋を谷本の宗教教育論は示唆していたということもできる。こうした意味での彼の宗教教育論がもっていた可能性を考慮しない批判は、教育そのものにとって最も本質的な宗教教育を求める本来的な教育の見地からしても不毛である。この場合、谷本の特定宗旨に根拠をもたない宗教教育の方法論とその成果を明確にすることの方が、教育の本質にとってもより切実な意味をもっていたといわなければならぬ。その限り、沢柳の批判は片手落ちであることを免れることはできなかった。

沢柳の『実際の教育学』が近代日本の教育学説史の上での重要な文献であり、そこで彼によって提起された、教育学が日本の教育の実際、現実の教育現象の科学的実験的研究に基づいて構築されなければならぬという学問的要請は、科学としての教育学を構成しようとする場合には常に考慮されなければならない不可避の観点である。それは現代の教育学にも通ずる学問的要請である。そして、彼の『教育学批判』という著書は、当時の代表的な日本の教育学概論書に対する批判を展開することによって、科学としての教育学を樹立しようとする沢柳の意図を最も直接的に表現するものであったといえることができる。善意に解釈すれば、それはこれら教育学書の非科学性を暴露することを通じて、科学としての教育学の理念、内容、實際が奈辺にあるかを示そうとしたといえるかも知れない。

沢柳はそうした「教育学批判」の一つとして、先ず第一に谷本の『系統的新教育学要綱』をとりあげたのである。私が知る限り、沢柳が直接的に又実際に名前をあげて谷本の教育学を批判したのは唯一この文献があるのみである。全体として谷本の教育学をみた場合、それが学問的体系性と論理性、学問的論究に深みが欠け、又概念の科学的厳密性の欠如と内容の空疎性を露呈していたことは、しばしば指摘される通りである。この点、沢柳の批判はある面において谷本の教育学体系が内蔵していた学問的欠陥を鋭くついていたといえることができる。

と同時に、明治末年期、谷本が『系統的新教育学綱要』を著した当時、彼の教育学は、教育学的見識の広さ、教育学的着想の卓抜さにおいて更に発展させられるべき大きな可能性をもっていた。そこに将来における教育学の構想の可能性を認めうるといえば過褒にすぎであろうか。ともあれ、沢柳の谷本批判は、こうした教育学の構想の新鮮さ、着想の多彩さには余り向けられないで、彼の理論のぬけがたい特徴であった個々の概念の不整合性、それこそ些細な論理的矛盾を摘発するのに急であったという印象をまねがれがたい。その批判は余りにも枝葉末節にわたっており、雄大な教育学の構想を更に発展させていくという積極さにおいて雅量に欠けていたという思いがどうしても残る。それは本質的な意味において真実の「教育学批判」たりえたのか。特に、その批判の論調と論旨において、沢柳が「教育学批判」の態度・心得として自らに課していた批判の自律性のきびしさの点からいっても、彼が谷本を批判した際、その原則と心得を厳格に遵守したといえるのかどうか疑問が残る面がある。そこに沢柳の人間としての感情の好悪、人物・学説に対する予断と偏見が作用していなかったのかということへの思いが残る。

京大沢柳事件において、総長としての教育学者沢柳は専攻を同じくする教育学者谷本を罷免する際、何が理由であるかについては具体的に触れていない。唯、専攻の学問分野が異なる他の6教

授以上に、同じ教育学を専攻する谷本に関しては、その免職の理由を最も明確な形でもっていたと考えるのが当然である。理由があればこそ辞任が強要されたのである。その場合、上記のような谷本の教育学に対する批判が、その免職の理由として作用していたであろうということは容易に推察される所である。しかし、その批判は「教育学批判」として科学的学問的に妥当なものであったかといった場合、事実としての理論関係の面からいえば、多少の疑問が残るというのが偽わらざる真実である。確かに、沢柳事件に際して個人としての谷本に対する擁護論は積極的な形では起らなかったし、教育学教授法講座が小西重直によって継承担当されることにむしろ賛成の空気が強かったと伝聞している。しかし、ここでの問題は、そうしたことの当否ではなくて、沢柳の谷本批判が「教育学批判」として科学的に厳密であり、学問的に適確妥当なものであったかどうかを明確にすることにある。

(五) 谷本の乃木殉死批判

沢柳事件によって谷本が京大を追われた際、しばしばその理由としてあげられるのが、彼の行った乃木大将の殉死についての痛烈な批判である。この批判によって谷本は当時一身に世論からの非難をあげていた。陸軍大将乃木希典は明治天皇の死に殉じて、大正元（1912）年9月13日「御大葬」の日夫人静子と共に自殺した。これが乃木の殉死である。谷本は同年9月17日『大阪毎日新聞』の求めに応じて「潔き立派な最後」という談話をよせた。——新聞のタイトル全体は「逝ける乃木大将」となっていた——この談話の中で谷本は乃木の殉死について自分の卒直な思いを述べると共に乃木という人物とその殉死そのものをきびしく非難した。そのことの故に、当時彼は非難・攻撃の矢面に立たされていたのである。沢柳事件当時この谷本の言動がしばしば罷免の理由にあげられた。そのことについては谷本自身も後年自分の著書の中で繰り返し触れている。先ず、『大阪毎日新聞』における谷本の談話をあげておく。

「乃木さんの事かね。乃木さんは自分は一体平生余り虫の好かない人である。露骨に云へば甚だ嫌いな人である。然し今度の事は実に何とも云へず深く感動したことであって壮烈無比といって善い様に思ふ。……誠に乃木大将としては潔き立派な最後であって、如何にも斯くあるべき事なるべく、従って之に関して我々議論好きの間も口をつゝしんで何事も云はざるが寧ろ当然なりと思ふた。……乃木さんと東郷さんとは日本陸海軍の名将ながら其人物には大なる相違があって、到底同日の談ではない。乃木さんには一種の銜気があって、時として厭な感じを起さしむる事はあるが、東郷大将に至っては無邪気にして渾然玉の如しとの一般の謂である。……一体に乃木大将には幾分銜気があった事は自分も夙に感じて居る事であって、其古武士の質素純直の性格は如何にも立派なるに拘らず何となくわざと飾れる故に思はれて心ひそかに之を快しとしなかった事である。……併し、今回の自殺は恐らく此の銜気に出でたるものには非るべく、必ずや其平素主義とする処の武士道に出でたるものであって、所謂言行一致少しも虚偽なかるべしと信じて、平生虫の好かざりしにも拘らず茲に改めて深く感嘆する所である。併し、斯く云へば余輩は乃木式の遺方に双手を挙げて賛成する者かと云へば、其れは決してそうではない。只乃木大将としては当然受くべき運命を悟って、其落着く処へ落着いたものと云はんと欲するのである。……乃木大将は到底国家實際の政務の紛雜なることを理解し処理すべき人ではない。されば時勢の進歩と

共に人事の漸く複雑を加ふるを見て慷慨已まず自殺するに到りしは気の毒ながら蓋し已むを得ることならんと思ふ。……大將は所謂孤相である。平たくいへば下賤の相に近いもので到底大將といふ如き高職に上るべき高貴も天分もなければ、又百歳の寿を保つべき福寿相も見られざるやうである。……自分の如きは乃木大將は旅順戦後寧ろ仏門に帰依して菩提を弔ひ正覺を修むるを至当とすとしたのである。……殉死の今日の科学觀よりして無意味なるは云ふに及ばず……又国法の上より触れば復讐と殉死は毫も賞讃すべきことではないと思はれてならぬ。然し、乃木大將の死は尚低気圧の如きもので、之によりて必ず時勢の惡風を矯正し、之を反省せしむるの効を奏すべきや疑なき所、大將たる者亦以て地下に瞑すべきであらう。』⁴⁶⁾

この談話には二つの側面を指摘することができる。一つは、乃木という人物についての谷本の卒直な批判である。彼は乃木の古武士の言動の中に一つの銜氣を感じとっていたのであり、この点勢い谷本の乃木の人物評はきびしくならざるをえなかった。第二に、谷本は殉死という行為そのものを肯定しなかったのであるが、乃木の殉死のみについては、それが彼の銜氣から出たものではなくて彼の奉ずる武士道から出現した行為であって、それを潔きよき立派な最後として肯定している。そして、その上で谷本は乃木の殉死が「時勢の惡風を矯正する」効果をもつことを期待していた。

今読めば、この谷本の談話は拙劣な戦術家であった陸軍大將乃木という人物についてのやや露骨な批判を別とすれば、元来殉死という行為を肯定しなかった彼が、乃木の殉死に関してはそれを潔きよき最後として評価し、その死によって時勢の惡風が是正されることを期待するという風のものであって、とりたてて非難すべき内容を含んでいたとは思われない。しかし、明治から大正へという時代状況の中で、一個の国民的英雄として乃木を偶像化しようとした時代風潮の中では、谷本の言動はてひどい非難を蒙ることになったのである。その当時の身の事情について谷本自身次のように書いている。「自分の乃木論は大正元年9月17日の『大阪毎日新聞』紙上に掲載されたので因らず天下の物議を喚び起し、脅迫状辞職勧告書矢を射る如く、都鄙の新聞雑誌筆を揃へて非難攻撃を加へ来った中でも、之の『大阪日報』などは急先鋒の様で、同月20日には殆んど全紙面を挙げて、自分の叱責嘲罵に尽くしたと云ふ有様であった。』⁴⁷⁾ こうした状況の中で、「自分は例の乃木將軍殉死問題で都鄙大小諸新聞雑誌の非難攻撃的となり、四面楚歌の裡に陥りながら泰然自若として帝大並びに二三私大の講義を続けてゐたのである。』⁴⁸⁾

しかし、ここでの問題は、谷本の乃木殉死批判の歴史的意味を検討することにあるのではない。むしろ問題は、この乃木批判が大正2年京大沢柳事件における谷本罷免の何らかの理由になりえたのかどうかを検討することにある。谷本自身がいつているように、彼の乃木殉死批判の言動は世間的には多種多様な波紋を惹起した。そうした俗世間における世論としての谷本非難は、大学における谷本の辞任要求に何らかの形で作用したのか。更には、彼の辞任を求めた総長沢柳は、当時谷本をめぐって生起していたこうした事件を、彼に辞任を迫る理由として考慮していたのかどうか。それは大学における学問研究の自由、大学教授の人事権の独立の問題、更には大学と大学外の世論の動向及びその世論が大学又は大学人にある種の圧力を行使した場合、世論と大学の関係をどのように考えるのかという問題にとって重大な意味をもつということができる。沢柳が谷本に辞任を迫った際、彼の乃木殉死批判をその一つの理由にしていたかどうかについては沢柳は何も語ってはいない。この点からしても谷本罷免の根本理由はさだかではない。唯、「(大学教

授ノ) 学問上ノ言議ハ時ノ為政者ノ主義ニ反スルモ亦時流ノ喜ハサル所トナルモ為メニ其地位ヲ動カス如キコト断シテアルヘカラス余不肖ナリト雖之ヲ現職ニ承クル以上官權ノ干涉俗論ノ圧迫ニヨリ教授ノ異動ヲ見ルカ如キコト断シテコレナキヲ誓フ」という沢柳の主張からすれば、「俗論ノ圧迫」によって「教授の異動」を行うことは断じてあってはならない筈のものであった。にも拘らず、こうした大学と学問への信念をもっていた沢柳によって谷本は帝国大学を追われたのである。

他方、谷本自身には自らの乃木殉死批判が罷免の理由になっていたという認識があったようである。彼は、「自分が乃木將軍の殉死に就いて敢て讜議したため、延いて大学を蹴られ、天下無宿の浪人となった」⁴⁹⁾と述懐している。彼によれば、それは「不慮の口禍」⁵⁰⁾というべきものであった。この自らの乃木殉死批判と大学辞任について谷本自身が語っている所は彼の著書に散見されるが、その事件に最も卒直に又直接的な形で触れているのは『自伝と教育学説』(雑誌『教育』第2巻第1号 昭和9年1月)と『わが自叙伝の一齣——京大蹴首の始末——』(『教育週報』第602号 昭和11年11月25日)である。

そこでは、谷本の側からみた沢柳についての人物評と京大蹴首についての理由が示されている。彼の沢柳評が面白い。それは谷本の面目躍如といったものである。「沢柳氏は自分より二つほど年長で、東京帝大文科の哲学科では一級上であったが、私も彼も共に同じく教育学に志しがあったので、毎々何となく烟たがられたことは争はず、固より常に仲好く相交ってゐたが性格の相違は如何ともし難いところがあつたらう。」⁵¹⁾又、「沢柳君は東大での同窓で一年違いであるが、性格の相違からか意気とかく相投合せず爾来事々物々公私大小概ね反対した。」⁵²⁾これが谷本の沢柳についての人物評である。

そして、「沢柳氏は実に京大教官の一大掃除を使命として来任されたことは明瞭」⁵³⁾というのが事件当時の谷本の理解であった。この沢柳の京大総長就任と谷本の乃木殉死批判が時期的に偶然重なりあつたのである。「かくて自分が大正2年の秋8月突然京大を罷めるやうになつたのは、実に人々を吃驚せしめたやうだ」⁵⁴⁾と谷本はいつている。この前年明治45年夏(改元大正)に谷本は乃木將軍殉死を、彼の言葉を借りれば「無遠慮に正々堂々と批判した。」⁵⁵⁾これが大阪毎日新聞9月17日の紙上に掲載されてから、「忽ち天下の物議を醸し、四面楚歌の聲の裡に陥つてゐたので(京大罷免は)或ひは当然だと想ひ做したらしい。」⁵⁶⁾谷本は自らの乃木殉死批判も一つの原因になって、老若朽教授の淘汰という使命をもって京大総長に就任した沢柳によって京大を追われたと理解していた。

沢柳事件当時谷本は46歳であつた。讃岐生れの彼が郷土の三偉人として弘法大師と柴野栗山と自分をあげる——沢柳は谷本のこうした言動そのものを嫌つたと思われる——程に自負心の強かつた谷本は、自らを教育学研究における「若朽者」と肯じることは決してありえなかつた。明治期の教育学研究の大部分を担つてきたのは自分だという程に強い自尊心をもつていた谷本自身の立場からすれば、学問的業績の質の低さによって大学を追われるということは断じて肯定することができるものではなかつた。むしろ谷本の方からすれば、沢柳何するものぞという思いがあつた筈である。ここから、「その実、この罷免、否勇退の沙汰は何も自分の学風や学説とは之まで関係はしてゐないことで、ただ巧みに機会を利用されたのだといつてよからう。それはむしろ新総長故沢柳政太郎君の私情に出たことである。……従つて同時に免職の他の医科や理工科の

教授とは理由は固より全然別であったことを贅附して置きたい」⁵⁷⁾ という発言が出てきたのである。

ここまで来た時、谷本自身の教育学が学問的論理性と体系性、科学的厳密性と緻密性において欠点と弱点をもっていたのは事実であるにしても、しかしそのことは学問上の「老若朽」ということには直接にはつながらない。学問上の欠陥を理由にして沢柳が谷本を切ったとすれば、それは沢柳が谷本の学風を嫌ったとしかいいようがない。確かに両者の教育学には学風としての性格の根本的な相違がある。しかし、それは学風の違いであって学問上の誤りではない。谷本には谷本独自の沢柳のそれとは違った形での教育学への思索と論究があった。しかも、それは当時の教育学にとってそれ程質の低いものではなかった。学問において一方の学風のみが学問上正当であって、他の学風は誤りだというようなことはありえない。そこには谷本がいみじくもいっているように、「沢柳の私情に出た」という面があったのではないかという推測が成立する根拠が十分に存在する余地があるといわなければならない。

そうすれば、谷本罷免の理由は、次のような沢柳の信念に求められることになるのか。彼は次のようにいっている。「大学教授ニ重シトスル所ハ主トシテ学問ニ在リト云フト雖其品行行動ニ於テ大ニ議スルヘキモノアランカ蓋シ大学教授タルノ資格ニ於テ欠クモノナリト信ス」谷本の乃木殉死批判は、沢柳によって「学問上の言議」に類するものとして判断されたのか。或いは、大学教授たるの資格を欠くことになる「品性行動」上の問題として評価されたのか。沢柳は直接には何も語っていない。しかし、前者であれば「俗論の干渉」によって「教授ノ異動」を行うようなことは断じてあってはならないとする沢柳の主張からみて、谷本の免職など起りうるべき筈もなかったといわなければならぬ。もしも後者のことを理由にして谷本の免職が遂行されたとすれば、当然沢柳における学者たるに相応しい「品性行動」とは何かが問われることになる。この点からすれば、谷本が大学教授たるに相応からざる「品性行動」を惹起したが故に、それを理由にして沢柳は谷本を切ったということになる。一体、谷本の乃木殉死批判は沢柳が考える学者たるに相応しい「品性行動」を逸脱するものであったのか。ここで沢柳の学者論が問われざるをえないことになる。

先ず、沢柳は学者の生活は質素簡易を旨とすべきだという。けだし、「学者が質素の生活に甘んじて居るのは其の収入の少なきより余儀なくせしめられた結果ではない。質素簡易の生活が学者に相応したるものであるからである。此の生活は学者としての幸福と両立するものであり、殊に此の種の生活をなすことに依ってのみ学者としての仕事をなすことが出来るのである。」⁵⁸⁾ 本来、学者と凡俗の違いは、前者が衣食住等物質的生活に重きをおかないで、その生活の本領を精神的生活におく所にある。それを沢柳は「学者は俗氣を厭う」と表現したのである。事実、「学者の生活は空間的には宇宙間に広がり、時間的には過去際より未来際に亘ってをる。されば五尺の身体を云はば一転瞬間維持するにすぎない現世の生活の如きは学者の念頭にないとも云へる。学者が古今東西を通じてかかる生活に甘んじて居るのは真に之が為めであると思ふ。」⁵⁹⁾

本来、学者の態度気風は社会より超然としていることが真に学者に相応しいというのが沢柳の学者論の出発である。学者が俗氣紛々たるものは、如何にその学識が深くても学者らしくは見えないと沢柳はいう。学者が俗臭を脱し、仙骨を帯びるというのが、彼の専攻する学問の如何に拘らず学者としての人格に求められる特質である。学者が金銭に執着し、地位ある人に阿ねるとい

うのは、学者として俗悪を極めたものといわなければならない。この点、雄弁と講演でもって大学外で活動し、講演料等にうさかった谷本の言動は、「俗臭を脱し、仙骨を帯びる」という沢柳が学者に求めた人格特質とは著しくかけ離れ、それと真正面から対立するものであり、学者としての谷本は沢柳から見れば「俗気紛々」たるものであったというべきかも知れぬ。

この点、沢柳は次のようにいっている。「学者と云へば幾分脱俗の意味を含んでをる。されば学者にして俗気を帯ぶるものは俗人の俗気を帯ぶるよりも著しく誠に見苦しいものである。……されば学者の俗気を帯ぶるは其の人のためにも取らないことであり延いては学者全体の信用を害し学問の価値をも落すものである。」⁶⁰⁾ 学者の俗気は、金銭に対するものと世間的名誉に対するものとして典型的に示されるというのが沢柳の認識であった。従って、学者が「蓄財に心を注ぎ金銭に関して八釜敷きもの」⁶¹⁾ は、学者としての一大欠陥であるといわなければならぬ。他方、「学者としての痛く世の毀誉褒貶に屈託し、只管凡俗の称讃を博さんとしていろいろ心を悩ますものもある。是れ亦学者らしからざる事で、甚だ取らざる所である」⁶²⁾ と沢柳はいう。

学者の真の名誉は研究成果の質の高さにあるのであって、時代の凡俗に称讃されることにあるのではない。凡俗の喝采を常に念頭におくというのは全く学者らしくない態度といわなければならない。学者は本来真理のため、永遠のために生きることを志向するものであり、俗世間の一時の名誉に頓着すべきではない。学者は今日の真理以上に明日の真理のために孜孜と研究すべきなのである。沢柳の学者論は「学者は学者らしくあれ」「学者は俗気を去れ」という古典的な学者論に終始しているといえることができる。この点、講演料の多少にこまかく、俗世間の称讃に心悩ました谷本は、沢柳からすれば「学者らしからぬ学者」であったといえるかも知れない。この面からする沢柳の谷本をみる目はきびしかったであろう。

沢柳は、学者が学者たることの証しを、彼が孜孜として研究し、その研究成果を著述として公刊することに求めた。大学に職を奉ずる学者の使命は「研究と教育と著述」に専念することにあると考えられた。学者に当然としての研究と教育に加えて、沢柳が学者に求めた義務は自らの研究成果を著述として公けにすることであった。「大体学者は其の研究し得たる所を著述するは亦其の責任であると云はなければならぬ。自分は学者の大いに著述する所あらんことを要求するもので、先づ著述は学者の一大責任であるといふことを絶叫したい。語を強めて云へば学者にして著述なきものは学者の任務を尽さざるものと断言したい。」⁶³⁾ 学者としての地位にありながら、著述をしない学者は自らに課せられた重要な任務を尽さないものとしてきびしく批判非難されなければならぬ。沢柳事件当時、学者の自律性を自らの内的倫理原則としてきびしく求めた沢柳の「答弁書」の背後には、こうした彼の学者論が存在していたのである。

しかし、これだけでは沢柳の考えた学者の一般的な処世の仕方がある形で浮び上がってくるだけであって、谷本の乃木殉死批判を沢柳が学者の発言としてどのように評価していたのかということとは一向に判然としない。大学における「研究と教育」「学者としての著作」ということに関しては、谷本は当時 46 歳という油の乗り切った時期にあり、そのいずれにおいても極めて精力的であった。特に沢柳が学者に求めた研究成果の公刊ということに関しては、谷本は当時の教育学者のうち随一であったといえる。

こうなると、沢柳が谷本を切った最大の理由は、やはり谷本の教育学の内容に学問としての著しい欠陥不備を認めていたことに求めざるをえなくなるのか。この場合、沢柳の谷本の教育学に

対する批判——その直接的な表現は『教育学批判』（明治42年）であるが、既に考察したように、この「批判」は学問的批判としては決して正鵠を射た、深味のあるものではなく、ある面では枝葉末節にわたるあげ足とりに終始した代物といわざるをえないものであった。これのみを理由にして谷本が大学を追われたとすれば、それは谷本の側からしても、又歴史的客観的にみても不当であることの謗りを免れない。事実、谷本が自らの教育学の不備という学問的理由で辞任に追いこまれたということは、これ又彼が断じて肯定することのできないものであった。辞職に理由があるとすれば、谷本としては、自らが行った乃木殉死批判に求めざるをえないことになる。しかし、沢柳の側からすれば、「官権の干渉、俗論の圧迫」によって谷本を罷免したということは自らの信念を曲げるものとして、これ又断じてうべなうことのできるものではなかった。この点、沢柳事件における沢柳と谷本の学問上、人間関係の面での相克・対立・葛藤は、両者が当時日本の教育学を代表する学者であっただけに微妙である。結局の所、沢柳の谷本の教育学への批判が基底にありながら、谷本の乃木批判が惹起した世論の動向もが考慮されて、谷本の免職が要請されたという風に理解するのが最も穏当であるように思われる。

谷本は、京大を辞職した後の自分について、大正12（1923）年、最も体系的な教育学概論書『最新教育学大全（上下）』を上梓した時、その序文で次のように述懐している。「回顧すれば月日の立つのは速いもので、自分が不慮の口禍に罹り、延いて宿痾といふ廉を以て、京都帝国大学の教授を罷めてからは、早丁度満八年に成る。……併し実際は浪人の身だからとても、さう遊んではばかり居られるものではない。斯道の先覚ぢゃ一代の木鐸ぢゃと、おだて上げられるのは、全く空世辞で、只管恐縮に堪へないにしても、雄弁家じゃ思想家ぢゃと世間の自分に対する需要は、案外年と共に愈々多くなって来る様であり、それに又自分もヤレ宗教革新ぢゃ教育改造ぢゃなどと、筆に舌に、頻に活動し廻るので、別してここ両三年来は殆ど寸暇も無いと謂ふべき有様である。」⁶⁴⁾ 京都帝国大学を追われた大正年間においても、谷本はなお意気軒高たるものがあり、明治年間における気概だけは維持し続けたといえることができる。こうした大正年間における谷本の教育学説の発展の内実を考察することが次の課題である。

注

- 1) 京都大学七十年史 53～54頁 京都大学創立七十周年記念事業後援会 昭和42年
- 2) 前掲書 54頁
- 3) 前掲書 64頁
- 4) 沢柳政太郎：退耕録（沢柳政太郎全集 10 79頁 国土社 1980）
- 5) 前掲書 80頁
- 6) 前掲書 80頁
- 7) 前掲書 80頁
- 8) 沢柳政太郎：随感随想（沢柳政太郎全集 10 247頁 国土社 1980）
- 9) 前掲書 248～249頁
- 10) 前掲書 249頁
- 11) 前掲書 247頁
- 12) 前掲書 246～247頁
- 13) 前掲書 246頁
- 14) 前掲書 207頁
- 15) 前掲書 207頁

- 16) 前掲書 208 頁
- 17) 前掲書 246 頁
- 18) 沢柳政太郎：教育学批判（沢柳全集 1 245 頁 沢柳全集刊行会 1925）
- 19) 前掲書 246 頁
- 20) 前掲書 247 頁
- 21) 前掲書 248 頁
- 22) 前掲書 252 頁
- 23) 前掲書 270 頁
- 24) 前掲書 270 頁
- 25) 前掲書 277 頁
- 26) 前掲書 277 頁
- 27) 前掲書 278 頁
- 28) 前掲書 284 頁
- 29) 前掲書 285 頁
- 30) 前掲書 285 頁
- 31) 前掲書 286 頁
- 32) 前掲書 286 頁
- 33) 前掲書 288 頁
- 34) 前掲書 289 頁
- 35) 前掲書 290 頁
- 36) 前掲書 291 頁
- 37) 前掲書 294 頁
- 38) 前掲書 294 頁
- 39) 前掲書 295 頁
- 40) 前掲書 296 頁
- 41) 前掲書 299 頁
- 42) 前掲書 300 頁
- 43) 前掲書 301 ～ 302 頁
- 44) 前掲書 309 頁
- 45) 前掲書 311 ～ 312 頁
- 46) 大阪毎日新聞縮尺版
- 47) 谷本 富：感情の修養 2 ～ 3 頁 目黒書店 大正 6 年
- 48) 教育週報 602 号 昭和 11 年 11 月 28 日
- 49) 谷本 富：感情の修養 1 頁
- 50) 谷本 富：最新教育学大全（上） 1 頁 同文館 大正 12 年
- 51) 教育週報 602 号
- 52) 谷本 富：自伝と教育学説 43 頁 『教育』第 2 巻第 1 号 1934.1（昭和 9 年）岩波書店
- 53) 教育週報 602 号
- 54) 谷本 富：自伝と教育学説 42 頁
- 55) 前掲書 42 頁
- 56) 前掲書 42 ～ 43 頁
- 57) 前掲書 43 頁
- 58) 沢柳政太郎：随感随想 232 頁
- 59) 前掲書 232 頁
- 60) 前掲書 230 頁
- 61) 前掲書 230 頁
- 62) 前掲書 230 頁
- 63) 前掲書 235 頁
- 64) 谷本 富：最新教育学大全（上） 1 頁